

地球温暖化対策推進法に基づく
「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の
認定等に係るガイドライン案

に対する御意見等と本文への反映状況等

- ガイドライン案について、本審議会に報告するとともに、市町村、事業者、事業者団体、環境省、再エネと地域の共生に関する研究を行う有識者（大学教授等）等に説明し、いただいた御意見等を踏まえ案を修正した。
- 更に、地球温暖化対策推進法や環境省マニュアル等との整合を再度確認し、考え方を整理し、必要な個所を修正した上で、ガイドライン第1版を策定した。
- 策定したガイドラインは、県のホームページに掲載したほか、市町村、事業者等に対して、電子メールで送付するなど、広く周知した。また、ホームページは、様式類を電子データでダウンロードできるようにし、利便性に考慮した。

主な御意見等と反映状況等

1 本ガイドライン策定の背景・趣旨等（6～8ページ）

- 「準ずる事業」としての認定を受ける場合、市町村長が認めても県が認めないことはあるのか。（事業者、有識者）

【県の考え方とガイドラインへの反映状況】

県は、地域と共生する事業計画となっているかどうかについての市町村長の判断を最大限尊重します。その旨、1（3）及び4（2）⑰に追記しました。

- 事業者には減免のための促進事業を基本に考えるのではなく、自然環境保全と地域共生が目的であるという部分を十分に理解してもらえよう背景・趣旨を表現していただきたい。（市町村）

【県の考え方とガイドラインへの反映状況】

事業者にも、再生可能エネルギー地域共生促進税の目的を御理解いただき、環境保全の観点も含め、地域と共生した再エネ発電事業が構築されるよう、1（3）に、促進事業等を非課税として設定した理由を追記しました。

4 地域の合意形成等・事業認定等の進め方（16～30ページ）

- 事業者が自ら協議会を設置する際の構成員については、市町村が既に協議会を設置している場合はその構成員を基本とすることや、市町村からの推薦を受けること、のような記載はできないか。（市町村・事業者・有識者）

【県の考え方とガイドラインへの反映状況】

4（1）②、5に事業者が協議会を設置する場合の留意点（構成員の人選等について市町村と協議の上で設置すること等）について追記しました。

- 協議会の運営に係る県の補助制度や仕組みも記載してほしい。（市町村）

【県の考え方とガイドラインへの反映状況】

4（1）に、協議会の運営費用に充てることができる県の補助制度について追記しました。

- 県内複数市町で、抑制区域の設定を含め、再エネ設置に協議や同意などを必要とする「自然環境と再エネの調和に関する条例」等を施行している。当該抑制区域が事業区域に含まれる促進事業等の認定申請が出された場合における同条例の位置付けはどうなるか。（市町村）

【県の考え方とガイドラインへの反映状況】

市町村条例で定める抑制区域が事業区域に含まれていたとしても、促進事業等としての認定は制度上は可能ですが、実際の事業認定の可否は、「抑制区域」や「禁止区域」を設定した主旨を踏まえ、適切に判断されるべきと考えられます。その旨、4（2）②に追記しました。

5 協議会の設置の手順・運営方法等（31～38ページ）

- 複数の事業者から同時期に促進事業等の認定申請があった場合には、それぞれで協議会を設置して進めるのか。（市町村・有識者）

【県の考え方とガイドラインへの反映状況】

再生可能エネルギー発電設備の設置場所や規模・種別等によって、関係者が異なるため、基本的には、事業ごとに協議会を設置して議論を進めていくことが適切と考えています。一方で、複数の案件で共通する構成員がいる場合、協議会に案件ごとの下部組織を設置し、詳細は当該下部組織で協議をするという運営方法も可能であると考えています。以上の内容等について5（1）③に追記しました。

- 協議会の進め方について、地域住民や有識者等も含めて、事業予定地や先行事例を視察することも再エネ事業への理解を深めるために有効ではないか。（有識者）

【県の考え方とガイドラインへの反映状況】

その旨、5（3）②協議の進め方に追記しました。

6 「広域的ゾーニング型」で促進区域を設定する場合の手順等（39～40ページ）

- 促進区域の設定において「最も理想的な考え方」とされる広域的ゾーニングについて、市町村が取り組めるよう、ゾーニングの基本的な考え方や設定の方法等について、ガイドラインに盛り込むよう改めてお願いしたい。（審議会、市町村）

【県の考え方とガイドラインへの反映状況】

6（1）に、広域的ゾーニングを行う場合の基本的な考え方として、まちづくりの一環として取り組むことが重要であることなどを追記しました。

なお、ガイドラインでは、「地域の合意形成等の進め方」を主に示すこととしており、これについては事業提案型と広域的ゾーニング型で基本的に異なることはないものと考えています。

広域的ゾーニング型による促進区域の設定については、現在、全国的にもほとんど例がありませんが、環境省や他自治体の動向を注視し、ガイドラインへの追記について引き続き検討してまいります。

7 環境影響評価と促進事業等の認定との関係（41～45ページ）

- 事業者が事業の見通しを立てやすいよう、環境影響評価手続きの途中でも条件付きで認定するなど配慮を行うこととされているが、環境影響評価手続等の過程で事業計画が大きく変わることも想定される。そのようなときに、再度認定が得られるのか懸念がある。（事業者）
- 一旦条件付きで認定を行う場合であっても、環境影響評価の結果を踏まえ、適切に地域の意見等が変更後の計画に反映されていない場合は、認定の取消しを行う場合もあるということを明記してほしい。（市町村）

【県の考え方とガイドラインへの反映状況】

環境影響評価等の手続後に再度認定を受けることを条件として認定を受けた場合であって、事業計画を変更した際等は、変更内容等について協議会への説明を行い、必要に応じて再度協議を行うことが適当であると考えています。

また、条件付き認定の場合で、その条件が満たされない場合は、認定が取り消されることもあり得ると考えています。

その旨、7（4）に追記しました。

主な御意見等と反映状況等

【様式・参考資料編】（46～81ページ）

- 別紙 地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シートの申請者の欄には、株主構成や出資者の出資比率、地域内における出資者等を記載させてはどうか。（有識者）

【県の考え方とガイドラインへの反映状況】
様式に当該項目を追加しました。

その他

- 地域脱炭素化促進事業または準ずる事業の認定等については、市町村、地域協議会の負担が非常に大きくなることが想定される。県は、ガイドラインの策定にとどまらず、継続的に市町村に対するアドバイスや情報共有などの支援をお願いしたい。（市町村）
- 協議会構成員(有識者) 候補者名簿から有識者として委員を選定する際、個別の状況に応じてどの分野の有識者を選定するのが妥当か等、県にも相談に乗ってほしい。また名簿の提供のみではなく依頼の際に間に入っていたいただけると円滑に依頼しやすいため仲介をお願いしたい。（市町村）

【県の考え方とガイドラインへの反映状況】

県は市町村・事業者からの相談等に適切に対応し、継続的に伴走型で支援を行ってまいります。